

訪問看護サービス契約書

メグコーポレート株式会社

ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業者の概要

事業所名	メグコーポレート株式会社
所在地	〒651-2116 兵庫県神戸市西区南別府四丁目 368 番地の 4
代表者	松山 恵美子 電話：078-977-0305
設立年月日	平成7年2月20日

2. 事業所の概要

事業所名	メグコーポレート(株) ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ
所在地	〒639-2131 奈良県葛城市 林堂47
事業所指定番号	介護：奈良県 2962190035 号/医療：奈良県 2190035
管理者・連絡先	辻内 昭子 電話：0745-44-9847
サービス提供地域	葛城市、御所市、大和高田市、香芝市、橿原市（他地域応相談）

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤）
訪問看護師	ケアプランおよび医師による訪問看護指示を受け、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4名（常勤） 2名（非常勤）
理学療法士	ケアプランおよび医師の指示のもと状態に応じたリハビリテーションを提供します。	2名（常勤） 0名（非常勤）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名（常勤） 名（非常勤）

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び12月30日から1月3日と8月13日から15日までを除きます。	午前9時から午後5時まで

(注) 年末年始(12/30～1/3)、夏期(8/13～15)土日祝日はお休みとさせていただきます。

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業日以外での訪問看護を行います

※利用者の状況に応じて営業時間外・夜間の緊急時訪問看護を行います

※営業時間外、祝日等の訪問看護サービスを利用される場合は「24時間緊急時訪問看護利用の同意書」が別途必要となります。

※24時間緊急時訪問看護 利用する 利用しない

※24時間緊急時訪問看護は訪問看護サービス契約の開始以降も利用者からの申し出によりいつでも契約または解除することができます(加算の日割りはできません)

5. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ リハビリテーション(身体機能訓練・指導、日常生活活動訓練・指導、福祉用具や家屋など物理環境の評価・アドバイス)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 褥瘡(床ずれ)の予防と処置
- ⑥ 認知症の方の看護、相談
- ⑦ 服薬管理やカテーテル類の管理など医師の指示に基づいての看護
- ⑧ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑨ 終末期の看護(ターミナルケア)
- ⑩ 介護や医療を選択する際の利用者、家族の意思決定の支援
- ⑪ 精神科医師の指示による精神科訪問看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、医師の指示のもと、利用者の健康のレベルにかかわらず、健康の回復・維持増進、また平和な死のために利用者が望み、必要とする医療を最大限に受けられるように援助し、利用者一人ひとりが望む生き方、QOL を尊重し、その人の能力を最大限発揮した決断を続けられるよう常に全人的視点で援助する。また、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- ④ 訪問看護の実施にあたっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、虐待の発生又はその再発を防止するための策を講じて訪問看護にあたるものとする。
- ⑤ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を行う。また、感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制の構築を行い、必要に応じてBCP（業務継続計画）を発動するものとする。
- ⑥ 電子情報処理組織の使用による請求を行い、電子資格確認を行う体制を有して資格確認を行うものとする。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

8. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0745-44-9847
FAX 番号	0745-44-9857
担当者	辻内 昭子
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び奈良県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

奈良県国民健康保険 団体連合会 介護保険課指導相談係	所在地：橿原市大久保町 302 番 1 (奈良県市町村会館内)
	電話番号：0744-29-8326
	フリーダイヤル：0120-21-6899
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
葛城市 長寿福祉課	所在地：葛城市柿本 166
	電話番号：0745-69-3001
	FAX 番号：0745-48-3200
御所市 高齢対策課	所在地：御所市 1 番地の 3
	電話番号：0745-62-3001
大和高田市 介護保健課	所在地：大和高田市大字大中 98-4
	電話番号：0745-22-1101
香芝市 介護福祉課	所在地：香芝市逢坂 1-374-1
	電話番号：0745-76-2001
橿原市 長寿介護課	所在地：橿原市内膳町 1-1-60
	電話番号：0744-22-4001

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒651-2116 兵庫県神戸市西区南別府四丁目 368 番地の 4
 名称 メグコーポレート株式会社
 代表者 代表取締役 松山 恵美子

㊞

事業所 所在地 〒639-2131 奈良県葛城市 林堂 4 7
 名称 ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ
 管理者 辻内 昭子

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日 利用者 _____ ㊞

【別紙1】

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	: ~ :	全身状態、生活状況の観察
(2)	曜日		
(3)	曜日		
(4)	曜日		

※ サービス提供の日時を事業者都合により変更を依頼する場合があります。非営業日の訪問時間は変更になる場合があります。変更の際は事前に連絡し利用者の了承を得るものとします

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、「訪問看護記録書」にサービス提供の内容等を記載します。当事業所ではICTの推進により電子カルテを導入しています。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前期「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次のとおりです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：辻内 昭子 連絡先：0745-44-9857

4. 利用者負担金

【介護保険の場合】

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は利用者の介護保険負担割合に基づき算出します
- 2) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。

3) サービス利用期間中に、医療保険が優先される状態になられた場合は、その時点より医療保険の適用となります。急性増悪等により一時的に頻回な訪問看護が必要な状態になられた場合は医師の指示のもと医療保険からの訪問になります。介護認定を受けられている方は介護保険利用が優先されますが、末期の悪性腫瘍や厚生労働大臣が定める疾病については医療保険が適応されます。また急性増悪等の場合は月 14 日を限度として医療保険が適応されます。

【医療保険の場合】

1) 利用者の加入医療保険に定められた割合となります。

●利用料負担金（医療保険法定利用料）

後期高齢者の対象の方	・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。		
	① 一般（②、③以外の方）	一割負担	月額上限 18,000 円
	② 市民税非課税世帯の方	一割負担	月額上限 8,000 円
	③ 一定以上の方 ※		
	※一定以上の方は、課税額により異なる。後期高齢者保険の窓口 に届け出てみとめられれば一割負担となる場合があります。		
一般の健康保険等	・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 ・ 重度心身障害者医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ・ 特定医療疾患対象者の方は交通費のみの負担となります。 ◆ 1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請いたしますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。		

【介護保険・医療保険両方に適用】

- 1) 利用者負担金は、翌月 10 日以降に現金で徴収させていただきます。
- 2) 現金での徴収が困難な場合や、徴収時点で契約解除となっている場合は請求書類郵送による現金振り込みを依頼する場合があります
- 3) 身体状況、治療状況やサービス利用の状況に応じて加算が発生する場合があります。
詳しくは別紙「訪問看護サービス料金表」をご参照ください
- 4) 交通費 サービス提供地域内は無料、サービス地域を越える場合は5キロにつき200円が1回のご利用ごとに実費負担となります。
- 5) 保険対象外実費ご利用料については別紙料金表参照。

(注) 生活保護受給者の方は、訪問看護利用料は公費負担、保険外実費負担項目や物品等は実費自己負担です。

	曜日	単価×月の平均回数	基本利用料(10割)	利用者負担金(割)
(1)	曜日		円	円
(2)	曜日		円	円
(3)	曜日		円	円
(4)			円	円
加 算	緊急時加算	一ヶ月に1回算定 574単位	5860円	円
	24時間加算	一ヶ月に1回算定	円	円
			円	円
			円	円
合 計			円	円
交通費(サービス地域外のみ) <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要 →				円
総 計				円

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります

5. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ

0745-44-9847

2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000円

6. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

②看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒651-2116 兵庫県神戸市西区南別府四丁目368番地の4
 名称 メグコーポレート株式会社
 代表取締役 松山恵美子 ⑩

事業所 所在地 〒639-2131 奈良県葛城市 林堂47
 名称 ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ
 管理者 辻内 昭子 ⑩

居宅サービス契約書（訪問看護）

ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ

第1条

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。
- 2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から契約終了までとします。
（契約の終了は第5条、第6条、第7条、第8条に定める）

第3条（個別サービス計画等）

- 1 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意思を踏まえて、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）および医師により発行された訪問看護指示書の内容に沿って個別に「訪問看護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画（ケアプラン）および訪問看護指示書の内容の範囲内で可能な場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面（訪問看護記録）に記載します。当事業所はICT推進により電子カルテを導入しています。
- 2 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から介護保険の場合は2年間、医療保険の場合は3年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面そのほかのサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙に記載するとおりとします。ただし、契約有効期間中、介護保険等の関係法令の改正により利用者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の相当な期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わない時に限り、文書により契約を解除することが出来ます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サー

ビス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。

第6条（利用者の解約等）

- 1 利用者は、少なくとも3日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することが出来ます。
- 2 利用者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第7条（事業者の解除）

事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することが出来ます。この場合には、事業者は、居宅サービス契約を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

利用者が介護保険施設等に入居し、または要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスが提供できなくなった場合には、この契約が終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかに利用者に通知するものとします。

第9条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることが出来るものとします。

第11条（苦情対応）

- 1 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者・介護支援専門員・市町村又は国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスを対象としたものですので、利用者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第13条（サービスの中止・変更）

- 1) 訪問サービス提供中に訪問看護師等が利用者または利用者家族等より、サービスを継続しがたいほどの不信行為を行なった場合（故意的な暴言・暴力、セクハラ行為等）
- 2) 気象警報発令時、大災害、天災など事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの提供ができなくなった場合、事業者は、利用者に対するサービス提供の義務を負いません。
- 3) 事業者の都合（緊急訪問の発生や感染症等による職員の休業、施設・設備の故障等）により、サービス提供予定の変更をお願いする場合があります。

第14条（訪問サービス提供者について）

- 1) 訪問サービスにあたる看護師等の職員の選定については事業所管理者の指揮のもと事業者が決定します。
- 2) 担当制や指名制度は実施していません。サービス提供職員間での情報共有を密にし、利用者が適切なサービスを受けられるよう努めます。

第15条（複数名の訪問について）

- 1) ケアプランおよび医師からの指示書により理学療法士等によるリハビリテーションを提供する場合、定期的な看護師同行訪問による看護アセスメントを実施し複数名訪問看護加算を算定します。実施の頻度については利用者の状況に応じて利用者と協議の上、ケアプランで提示します。
- 2) 精神科訪問看護指示書で複数名訪問の必要性を医師が指示した場合は複数名による訪問看護を実施し、複数名訪問看護加算を算定します。医師の指示がない場合でも複数名での訪問が必要と判断した場合は複数名で訪問します。

上記のとおり、居宅サービスの契約を締結します。

令和 年 月 日

(利用者) 住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

電 話 _____

緊急連絡先 _____

T E L _____

上記代理人 (代理人を選任した場合)

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

立会人 住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場にたつて事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は契約書の法的な義務等を負うものではありません。

事業者 所在地 〒651-2116 兵庫県神戸市西区南別府四丁目 368 番地の 4
名 称 メグコーポレート株式会社
代表取締役 松山 恵美子

(印)

事業所 所在地 〒639-2131 奈良県葛城市 林堂 4 7
名 称 ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ
管理者 辻内 昭子

奈良県知事指定 第 2962190035 号

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

ナビケア訪問看護ステーションかつらぎでは、ご利用者が安心して訪問看護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、事業所にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、ご利用者の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- ・ ご利用者へ提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 医療保険・介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- ・ 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供はご利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- ・ その他業務委託
- ・ 家族等介護者への心身の状況説明
- ・ 医療保険・介護保険事務の委託
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

○ その他上記以外の利用目的

- ・ 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- ・ 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員との連絡調整、医療関係者等において必要な場合

2. 使用する事業者の範囲

利用しているサービスの事業者、これから利用予定のあるサービスの事業者、医療関係者、行政等

3. 使用する期間

令和 年 月 日 から 契約終了まで

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

ナビケア訪問看護ステーションかつらぎ 宛

(利用者) 住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

(利用者の家族) 住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)